

2 南魚沼市立城内小学校いじめ防止基本方針（改定）

南魚沼市立城内小学校

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行、以下「法」という。）第12条の規定に基づき「新潟県いじめ防止基本方針（平成26年3月）」を策定。法の施行から3年が経過し、国は「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定。県は平成30年2月、本県の基本方針を改定することとし、さらに令和3年7月改定した。それを受け「南魚沼市立城内小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を改定する。

学校基本方針を定める意義

- ア 特定の教職員が問題を抱え込まず、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- イ いじめ発生時の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及びその保護者に対し、安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ウ いじめを行った児童生徒に対する成長支援の観点を位置づけることで、いじめを行った者への支援につながる。

1 いじめ防止のための基本的な方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義

いじめとは、法第2条で「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

② いじめ類似行為の定義

いじめ類似行為とは、法第2条2項で「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性が高いもの」と定義されている。

（例）インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など。

② いじめ防止の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり児童等の尊厳を損なう、決して許されない行為である。教職員は、いじめがどの子供にも、どの学校でも起こりうるものであることを認識するとともに、いじめの早期発見に努め、いじめを認知した場合は深刻化させないよう迅速かつ適切に対処することが重要である。

いじめの防止の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、日頃から、「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備等、学校の内外を問わず、いじめを未然に防止することを旨として実施する。

また、いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、学校、家庭、地域、関係機関等が連携していじめ問題の克服に取り組まなければならない。そして、いじめを行った児童には、「いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為である」ことを理解させ、自らの責任の重さを十分自覚させるとともに、当該児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向けさせ、健全な人格の発達に配慮した指導をする。

加えて児童等には、いじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながらはやし立てたり、傍観したりすることがないように、全ての児童等に「いじめは決して許されない」ことを十分理解させるようにする。

③ いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。（法第4条）

(2) いじめ防止のための取組

児童等が、よりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、また児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、次のような視点からいじめの防止に努めるものとする。

- ア 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度、主体的に問題の解決に向かおうとするかまえなど、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、「いじめは決して許されない」ことの理解を促すこと。
- イ 全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、児童等の「居場所づくり」を進めるとともに、児童同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を感じられるようにすること。
- ウ 児童等がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図るとともに、児童等がいじめに向かわないようにストレスに適切に対処できる力を育むこと。
- エ いじめの問題への取組の重要性について保護者及び地域全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努めること。

(3) いじめの早期発見

いじめに迅速に対処するには、早期発見が不可欠である。そのため、教職員はもとより、児童等や保護者、地域住民が日頃から「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有し、いじめの早期発見に努めることが重要である。

また、法第23条を踏まえ、教職員や保護者等は、児童等からいじめに係る相談を受け、

その事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校へ通報するなど、可能な限り早い段階で適切な措置を講じる必要がある。

(4) いじめへの対処

学校がいじめを発見し、通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全を確保することや、いじめたとされる児童に事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的に行うこと。

(5) 家庭や地域との連携

学校とPTAや地域の関係団体等は、いじめの問題について連携を図るものとする。

また、学校がいじめを発見し、通報を受けた場合には、虐待の恐れなど特別な事情がない限り、いじめを受けたとする児童の保護者に、いじめの態様などを説明し、見守りや支援の協力を依頼するなど、連携を図る。また、いじめを行ったとする児童についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。

(6) 関係機関との連携

いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などにおいて、関係機関と適切に連携して対処するため、学校は各機関の担当窓口の明確化や連絡会議の開催など、日頃から情報共有体制を構築しておく。

2 いじめ防止のための基本的な施策

(1) 基本的な取組

① いじめの未然防止のための取組

- ア 重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- イ 教育活動全体を通して、児童等の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ウ 児童等が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会（生徒会）活動の充実を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童等に対する定期的な調査を次のとおり実施する。（法第16条）

- ・ 児童等対象のいじめアンケート調査（5月、11月、随時）
- ・ 児童等対象の教育相談を通じた調査（5月、11月、随時）
- ・ 保護者対象のいじめアンケート調査（12月、随時）

イ いじめ相談体制

- ・ 児童等及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談窓口の設置と周知を図るなど相談体制を整備する。
- ・ スクールカウンセラーや教育相談員等との連携を図る。

ウ 教職員の資質向上

全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて年 2 回以上実施して、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

① 名称

法第 22 条の規定に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として「南魚沼市立城内学校いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

② 委員会の構成員

校長、教頭、生活指導主任、特別支援教育コーディネータ、養護教諭、生徒指導部員、教育相談員、学校派遣カウンセラー、必要に応じて自校の教職員や外部関係者

③ 委員会の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中核となる。
- ・ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時は、緊急会議を開いて当該情報の迅速な共有、関係のある児童等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる。

④ 委員会の取組

- ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- ・ いじめの未然防止に関すること（啓発活動等）。
- ・ いじめの発生時の対応に関すること。
- ・ 会議は、月 1 回程度の定例会に加え、いじめ発生時は緊急に開催する。

(3) いじめ発生時の措置

- ① いじめに係る相談・報告を受けた場合は、速やかに事実を確認する。
- ② 当該情報を基に、委員会としての対応策を協議し、全教職員の共通理解を図る。
- ③ いじめをやめさせ、いじめを受けた児童等を確実に見守って保護する。また、必要に応じて別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ④ いじめを受けた児童等の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携について保護者の理解を得る。
- ⑤ いじめを行った児童等に対して、いじめは人格を傷つける卑劣な行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育むよう指導するとともに、その保護者に対して学校との連携を継続し、保護者としての責任を継続的に果たすよう助言する。
- ⑥ いじめを見ていたあるいは認知していた児童等に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ⑦ いじめに関係する保護者に対して、関係する情報と学校の対応を説明する。

- ⑧ その他の児童等に対して、学級指導、学年集会、全校集会、部活動等において関係する児童等とその保護者のプライバシー保護に配慮した上で当該事案の説明と指導を行う。
- ⑨ いじめに関係する児童等及び保護者に関わる情報を委員会で定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑩ 犯罪行為として取り扱われるべき重大事案については、市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより、在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例：（児童等が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性疾患を発症した場合等を想定する。）

- ② いじめにより、在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

例：（「相当の機関」とは、年間 30 日を目安とするが、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合は、重大事態の可能性を想定する。）

- ③ その他 市教育委員会が重大と認めるとき。

(2) 重大事態発生時の対応

校長が市教育委員会へ報告し、該当事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

- ① 学校が調査主体となった場合

ア 委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。

イ 事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童等及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教育委員会に報告する。

オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

- ② 学校の設置者である南魚沼市が調査主体となった場合の対応

南魚沼市の調査組織に必要な資料を提出するなど、調査に協力する。

(3) その他

児童等や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあった時は、その時点で校長は、「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない。」と軽はずみな判断をせず、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。